

建設業退職金共済制度の取扱について

(平成2年5月1日適用)

最終改正 令和7年8月22日

1 建設工事の入札条件

請負に付する工事の予定価格には、建設業者が建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に納付する掛金相当額について設計書作成の際、積算されていることから組合加入を入札の条件とする。

2 証紙の購入等

建設業者は、組合に加入するとともに、掛金の収納方式について、原則として、その工事ごとに、電子申請方式又は証紙貼付方式のいずれかを選択すること。ただし、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない（なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないよう十分に留意すること。）。

電子申請方式を選択した場合は、勤労者退職金共済機構の電子申請専用サイトにて退職金ポイントを一括事前購入すること。

証紙貼付方式を選択した場合は、その対象となる労働者について証紙を購入し当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

3 掛金収納書の提出

工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結時に、次により発注者（契約検査課）に提出すること。

ただし、電子申請方式を選択する場合においては、工事請負契約締結時に「建設業退職金収納書提出に係る理由書」を収納書に代えて提出するとともに、「掛金収納書(電子申請方式)」を契約後速やかに発注者（監督員）に提出すること。

- (1) 契約締結時に提出する収納書は、対象工事請負額に次の区分による率を乗じて得た額以上の当該工事に係るものとし、郡山市工事請負契約約款第3条に基づく工程表とともに提出するものとする。

ア 土木工事 1,000分の2

イ 建築工事 1,000分の1.5

(注) 電気、設備等の工事については、据付工事に要する費用を対象工事請負額とする。

- (2) 前記(1)によって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要額を購入し、収納書はしゅん工届提出の際等、一括して発注者（監督員）に提出すること。

- (3) 前記(2)による収納書の提出ができない者は、契約締結時にその旨を記載した理由書を発注者（契約検査課）に提出し、正当な理由があると認められた場合には提出を要しない。

4 制度の周知、促進

- (1) 建設業者が下請負契約を締結する場合は、下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、現物交付を行うことなどにより下請負者の組合加入及び証紙の貼付を促進すること。

- (2) 下請負者の規模が小さく管理事務の面で万全でない場合は、元請負者に組合加入の手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので元請負者は積極的に受託すること。
- (3) 工事監督員及び工事検査員は、必要な場合共済手帳の提示を求めるなどの方法により証紙の貼付について指導すること。

5 標識掲示

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識を工事現場の出入口、現場事務所などの見やすい所に掲示すること。
- (2) 標識は、建設業退職金共済組合福島支部（福島市五月町4番25号、福島県建設センター内）が共済契約者に無料で配布するものを使用すること。

6 実施時期等

- (1) この取扱による実施時期は、平成2年5月1日以降入札を行う工事について適用する。
- (2) 請負金額が150万円以上の建設工事を対象とする。